

○山梨県公安委員会及び山梨県警察本部長が実施する行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務取扱要領の制定について

〔 令和 5 年 4 月 2 4 日 〕
〔 例規甲（務企）第 1 4 号 〕

山梨県公安委員会及び山梨県警察本部長が実施する行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務取扱要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県公安委員会及び山梨県警察本部長に対する個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 2 8 年個人情報保護委員会規則第 3 号。以下「規則」という。）及び山梨県個人情報保護法施行条例（令和 3 年山梨県条例第 1 8 8 号。以下「条例」という。）に基づく行政機関等匿名加工情報の提供に関する提案（以下「提案」という。）等に係る事務取扱に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この要領において使用する用語は、法、規則及び条例に定めるもののほか次に定めるところによる。

- (1) 提案窓口 山梨県公安委員会及び山梨県警察における行政機関等匿名加工情報の提供に関する相談及び案内並びに提案の募集及び受付を行うための窓口をいう。
- (2) 所属 警察本部の課、所及び隊、警察学校並びに警察署をいう。
- (3) 主管課 提案に係る個人情報ファイルを保有している所属をいう。

第 3 体制等

1 提案窓口の場所

警務部警務課（以下「警務課」という。）に、提案窓口を置く。

2 提案窓口の開設時間

提案窓口の開設時間は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 までとする（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第 6 号）に定める県の休日を除く。）。

3 各所属の事務内容

(1) 警務課が行う事務

- ア 行政機関等匿名加工情報の提供についての相談及び案内に関すること。
- イ 提案の募集及び受付に関すること。
- ウ 手数料の納付に関すること。
- エ 行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務についての連絡調整に関すること。

- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施に関すること。
- カ その他行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務の総括に関すること。

(2) 主管課が行う事務

- ア 提案の審査に関すること。
- イ 提案をした者（以下「提案者」という。）への通知に関すること（手数料の積算を含む。）。
- ウ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結に関すること。
- エ 行政機関等匿名加工情報の作成に関すること。
- オ 行政機関等匿名加工情報の提供の実施の準備及び立会い等に関すること。

第4 相談及び案内

警務課は、提案を行いたい旨の相談等があった場合は、手続等について説明するものとする。この場合において、警務課は、主管課の担当者その他適切な者の立会い及び助言を求めることができる。

なお、再度の問合せや事後の提案に備え、対応の経緯等について必要に応じて応接記録を作成する。

第5 提案の募集

警務課は、法第110条各号に掲げる事項を個人情報ファイル簿に記載した個人情報ファイルについて、毎年度1回以上、募集の開始の日から30日以上を定めて、山梨県警察ホームページに募集要領を掲載することにより、提案の募集を行うものとする（法第111及び規則第53条第1項）。

第6 提案の受付等

1 受付時の確認事項

- (1) 提案書（法第112条第2項に定める書面をいう。以下同じ。）の受付時における主要な確認事項は次のとおりである。
 - ア 募集期間内に行われた提案であるかどうか。
 - イ 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案であるかどうか。
 - ウ 提案書は、規則の別記様式第7を用いているかどうか（法第112条第2項及び規則第54条第1項）。
 - エ 提案書の記載事項に不備がないかどうか（法第112条第2項各号及び規則第54条第3項）。
 - オ 提案書の添付書類に不備がないかどうか（法第112条第3項各号及び規則第54条第4項）。
 - カ 代理人による提案の場合は、当該代理人の権限を証する書面が添付されているかどうか（規則第54条第2項）。
- (2) 警務課以外の所属に提案書の提出がされた場合は、当該所属の長は、速やかに

その旨を警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に報告するとともに、当該提案書を警務課長に送付するものとする。

2 確認に当たっての留意事項

(1) 募集の対象となる個人情報ファイルに係る提案に該当しない場合の処理提案に係る個人情報ファイルが、募集の対象に該当しない旨を教示するなど、適切な情報提供に努めるものとする。

(2) 電話又は口頭等による提案への対応

提案は、書面の提出によるとされており、電話又は口頭等による提案は認められない旨を教示するなど、適切な情報提供に努めるものとする（法第112条第2項）。

(3) 訂正の求め

提案書に必要事項が記載されていない場合又は必要な添付書類が揃っていない場合等、提案に形式的な不備がある場合は、受付時に訂正を求めるものとする。ただし、提案書及び添付書類（以下「提案書類」という。）が送付された場合その他受付時に訂正を求めることができない場合は、警務課において提案者又はその代理人（以下「提案者等」という。）と連絡を取り、訂正を求めるものとする（規則第54条第7項）。

3 提案の受付

提案に形式的な不備がない場合は、受付をする。

なお、提案に形式的な不備がある場合には、提案者等に訂正させた上で受付をする。

4 提案書類の主管課への配付

警務課長は、3により受付をした提案書類を主管課に配付するとともに、警務課においてその写しを保管する。

第7 提案の審査及び審査結果の通知等

1 提案の審査

(1) 主管課は、提案書類を受け取った場合は、当該提案が次に掲げる基準（以下「審査基準」という。）に適合するかどうかの審査を行うものとする（法第114条第1項各号）。この場合において、提案書類の記載が不十分である等の理由により、十分な審査ができないと認めるときは、提案者等と連絡を取り、説明又は訂正を求めるものとする（規則第54条第7項）。

ア 欠格事由

提案者が法第113条各号に定める欠格事由に該当しないことを誓約書（規則別記様式第8）等により確認する。

イ 行政機関等匿名加工情報の本人の数

行政機関等匿名加工情報の本人の数が規則第56条で定める数（1,000人）以上であり、かつ、提案に係る個人情報ファイルを構成する保有個人情報の本人の数以下であることを確認する。

なお、提案に係る個人情報ファイルを構成する本人の数は、原則として募集期間終了時における数を確認するものとする。

ウ 行政機関等匿名加工情報を作成するための加工方法

当該提案に係る加工方法が規則第62条各号に掲げる基準に照らして適切なものであることを確認する。

なお、確認に当たっては、提案書から、個人情報ファイルに含まれる保有個人情報の加工方法が明確に特定できることが必要であり、不明な点や曖昧な点については、提案者等に対して説明又は訂正を求め、提案者等との間で認識に相違が生じないように留意すること。

エ 行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の目的及び内容提案書に記載の事業が、新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資するものであることを確認する。

(ア) 例えば、提案書記載の事業内容及び添付書類からみて、事業の目的及び内容が反社会的なものであると認められる場合や興味本位の提案であると認められる場合等、提案に係る行政機関等匿名加工情報を利用する必要性が著しく乏しいと認められる場合は、本基準に適合しないこととなる。

(イ) 事業の直接的な目的が提案者の利益に資するものであっても、事業活動を通じて、当該事業が新たな産業の創出又は活力ある経済社会若しくは豊かな国民生活の実現に資すると認められる場合は、本基準に適合し得ることとなる。

オ 行政機関等匿名加工情報の利用期間

提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用期間が、利用目的、利用方法及び事業内容等からみて必要な期間であることを事業計画等により確認する。

なお、利用期間は、法第118第1項の手続により実質的に延長をすることができる場合がある。

カ 行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに安全管理の措置提案書に記載の行政機関等匿名加工情報の利用目的及び方法並びに提案に係る行政機関等匿名加工情報の漏えいの防止その他当該行政機関等匿名加工情報の適切な管理のために講ずる措置が当該行政機関等匿名加工情報の本人の権利利益を保護するために適切なものであることを確認する。

なお、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者においては、当該行政機関等匿名加工情報を法第2条第6項に規定する匿名加工情報として取り扱うこと

から、当該匿名加工情報について、本人識別行為が禁止される（法第45条）ほか、安全管理のために必要かつ適切な措置等が必要とされる（法第46条）ことに留意すること。

キ 行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲での作成の可否

行政機関の事務の遂行に著しい支障を及ぼさない範囲で当該行政機関等匿名加工情報を作成することができるかどうかを確認する（規則第58条）。

なお、次のような場合は、著しい支障を及ぼすと判断することとなる。

- (ア) 作成業務を受託する民間事業者がなく、行政機関自らが作成すると事務の遂行に著しい支障が及ぶ場合
 - (イ) 記録情報の一部が紙媒体で記録・保存されている個人情報ファイルについて、電子計算機処理されていない部分を含めて加工する必要があり、当該電子計算機処理されていない部分を専ら加工可能な状態にする作業に要する時間が膨大となる場合
 - (ウ) 抽出するデータ量が一定量を超えるとシステムを停止しなければならない情報システムで管理運用している個人情報ファイルについて、相当の時間にわたってシステムの運用を停止しなければ行政機関等匿名加工情報を作成できない場合
- (2) (1)により審査をするに当たっては、あらかじめ警務部情報管理課に対し(1)ウ及びカの事項について意見を求めなければならない。

2 手数料の額

(1) 手数料の額の積算方法

主管課は、審査の結果、提案が審査基準に適合すると認めるときは、次のアからウまでに掲げる額の合計額により、手数料の額を積算する（条例第9条2項）。

ア 基本事務に対応する額

行政機関等匿名加工情報の提供に関する事務を遂行するために必要となる提案の審査や審査結果の通知、契約の締結、成果物たる行政機関等匿名加工情報の提供など基本事務に対応する手数料の額（提案1件当たり21,000円）

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間に応じた額

行政機関等匿名加工情報を作成するに当たって行った、個人情報ファイルを管理運用している情報システムからのデータ抽出方法の設計及びデータ抽出の実行、加工のためのプログラムの設計及び加工処理の実行若しくは成果物の検査等の作業に必要とされる工数（単位：人時）を見積もり、当該工数に単価3,950円を乗じた額

ウ 作成委託をする場合の額

行政機関等匿名加工情報の作成に当たり、その作成を事業者に委託する場合、

当該委託先に対して支払う額

なお、作成委託をする場合であっても、当該委託のための文書の起案・決裁等の委託手続をするために生じる事務に必要な時間等についてはイに含まれるものとして積算すること。

(2) 積算に当たっての留意事項

提案者に手数料の額を通知し、納付された後は、実際の処理に要した工数が事前に積算した工数と相違する場合であっても差額の還付又は請求は行わないこととするため、正確な手数料の積算を行うこと。ただし、提案者に通知した手数料の額に形式的な誤りが判明した場合（例えば、10,000円とすべきところを100,000円と誤記した場合等）はこの限りでない。

3 審査結果の通知

(1) 審査基準に適合する場合

ア 主管課は、審査の結果、提案が審査基準の全てに適合すると認めるときは、審査結果通知書（規則別記様式第9）により次の事項を警務課を介して提案者に通知しなければならない（法第114条第2項及び規則第59条第2項）。

(ア) 法第115条の規定により行政機関の長等との間で提案に係る行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結することができる旨

- (イ) 納付すべき手数料の額
- (ロ) 手数料の納付方法
- (ハ) 手数料の納付期限
- (ニ) 行政機関等匿名加工情報の提供の方法
- (ホ) その他必要な事項

イ 審査結果通知書には、次の書類を添付するものとする（規則第59条第1項）。

(ア) 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書（規則別記様式第10。以下「申込書」という。）

(イ) 契約書

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約書は2通とし、主管課が作成する。この場合、提案に係る行政機関等匿名加工情報の性質や事業の内容、提案をした者の意向を踏まえ、個別の条項を設けることができる。

(2) 審査基準に適合しない場合

主管課は、審査の結果、提案が審査基準のいずれかに適合しないと認めるときは、審査結果通知書（規則別記様式第11）を、警務課を介して提案者に対し通知しなければならない（法第114条第3項及び規則第59条第3項）。

なお、当該提案が審査基準に該当しない理由については、どの審査基準について、どのような理由から適合しないと認めると判断したかを可能な限り具体的に

に記載するものとする。

第9 行政機関等匿名加工情報の作成及び行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

1 行政機関等匿名加工情報の作成等

(1) 行政機関等匿名加工情報の作成

ア 主管課は、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結後、契約書に記載された行政機関等匿名加工情報の内容及び仕様等に基づき、行政機関等匿名加工情報を作成する。この場合において、作成等に当たり不明な点等が生じた場合は、契約者等に確認する等、適切に対応すること。

イ 行政機関等匿名加工情報の作成に当たっては、特定の個人を識別できないように、かつ、その作成に用いる個人情報をも復元できないようにするために、規則第62条各号に定める基準に従って個人情報を加工しなければならない。

ウ ア及びイは、提案に係る個人情報ファイルを保有する所属の長から行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合、当該委託を受けた者にも準用する。

エ 警務課長は、ア及びウによる行政機関等匿名加工情報の作成に対し必要な情報支援を行うものとする。

オ 警務部情報管理課長は、アによる行政機関等匿名加工情報の作成について、技術的な支援を行うものとする。

(2) 作成した行政機関等匿名加工情報の確認

主管課長は、(1)により作成した行政機関等匿名加工情報については、契約者等に提供する前に、適正に加工されていることを確認するものとする。

なお、確認を行うに当たっては、あらかじめ警務課長及び警務部情報管理課長の意見を求めるものとする。

(3) 作成を委託する場合の留意事項

ア 委託先との契約

行政機関等匿名加工情報の作成を事業者へ委託する場合、手数料の積算を適切に行うため、契約者に審査結果を通知する前に委託先に対して委託料の見積額を算定させ、これを精査する必要があるが、審査結果通知の段階においては、契約の締結が確定的でないことから、委託先との間において契約者との利用契約の締結を停止条件とする委託契約を締結するものとする。

なお、委託先の選定に当たっては、条件付の契約となることを十分周知し、当該委託契約が契約者との利用契約締結を停止条件として発効する旨を委託契約書で明らかにするものとする。

イ 安全確保の措置

(ア) 行政機関等匿名加工情報の作成を委託する場合の事務処理は、保有個人情報の取扱いに係る業務を委託する場合の事務処理に準じて取り扱うものとし、山梨県警察保有個人情報等管理要領（令和5年4月24日付け、例規甲（務企）第10号。以下「要領」という。）第11に従い、委託契約に秘密保持、再委託の制限等を明記するとともに、委託先における管理体制や検査に関する事項等を書面で確認するなど、適切な措置を講ずるものとする。

(イ) アの規定により委託契約を締結する場合は、あらかじめ受託者に次に定める事項を遵守する必要がある旨を説明しなければならない。

a 規則第62条で定める加工基準に従って加工する義務

b 識別行為の禁止及び適切な管理のために必要な措置を講ずる義務

c 業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的で利用してはならない義務

d 法第176条、第180条及び第183条に基づく罰則が適用される旨

2 行政機関等匿名加工情報等の安全確保の措置等

(1) 安全確保の措置

作成した行政機関等匿名加工情報、作成に用いた保有個人情報から削除した記述等及び個人識別符号並びに加工の方法に関する情報については、要領等の定めに従い、適切に取り扱うこと（法第121条第2項及び第3項）。

(2) 従事者の義務

行政機関等匿名加工情報等の取扱いに従事する職員等は、業務に関して知り得た行政機関等匿名加工情報等の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない（法第122条）

第10 行政機関等匿名加工情報の提供及び提供後の監督

1 行政機関等匿名加工情報の提供

(1) 主管課は、行政機関等匿名加工情報を作成した場合、提案書に記載の方法に従って、警務課を介して速やかに契約者等に提供する。この場合において、警務課は、主管課の担当者その他適切な者の立会い及び契約者等への説明を求めることができる。

(2) (1)に関わらず行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約において提供期限を設けている場合は、当該期限までに行政機関等匿名加工情報を提供しなければならない。

(3) (2)により提供期限を設けている場合においてやむを得ない事情により提供が遅れることが見込まれるときは、速やかに契約者に通知しなければならない。

(4) 行政機関等匿名加工情報は、暗号化などセキュリティ対策等の漏えい防止のために安全管理の措置を講じたうえで、提案書に記載された「行政機関等匿名加工

情報の提供の方法」に従って提供するものとする。

2 提供後の監督

(1) 提案内容の変更

主管課は、行政機関等匿名加工情報の提供後に、契約者等から提案書の記載事項等について、変更が生じた旨の連絡を受けた場合、次のとおり対応する。

(ア) 事業の変更とまで言えないもの

行政機関等匿名加工情報の取扱いに従事する者又は代理人の人事異動等により変更が生じた場合等、事業の変更とまで言えない軽微なものについては、直ちに記載事項変更申出書（参考様式）を届け出るよう教示する。

(イ) 事業の変更に当たるもの

利用期間の延長、利用目的の追加・変更等、事業内容の変更に当たるものについては、法第118条第1項後段に基づき、事業の変更に係る提案を行わせる。

(2) 警務課長は、行政機関等匿名加工情報を提供した者に対し、匿名加工情報取扱事業者として、次に掲げる規律が適用されることを説明しなければならない。

ア 匿名加工情報取扱事業者に係る規律

(ア) 匿名加工情報の第三者提供（法第44条）

(イ) 識別行為の禁止（法第45条）

(ウ) 匿名加工情報等の安全管理措置等（法第46条）

イ 個人情報保護委員会による監督

法第6章第2節第1款の規定に基づく個人情報保護委員会による指導及び助言、勧告、命令等

ウ 罰則

法第178条、第182条及び第184条の規定に基づく罰則

(3) 契約の解除

主管課は、契約を締結した者が次のいずれかの事由に該当するとき又は当該契約で定める解除事由に該当するときは、契約を解除することができる。

(ア) 偽りその他不正の手段により当該契約を締結したとき。

(イ) 法第113条各号に定める欠格事由に該当することとなったとき。

(ウ) 当該契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

(4) 個人情報保護委員会への報告

ア 主管課長は、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が法違反その他の契約違反を行ったと判断した場合その他必要と判断した場合は、直ちに、その旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

イ 主管課長は、行政機関等匿名加工情報の提供を受けた事業者が法第120条

各号に該当すると認め契約を解除しようとするとき及び解除したときは、直ちに、その旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。

第11 作成された行政機関等匿名加工情報に係る提案等

- 1 作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案等
 - (1) 既に行政機関等匿名加工情報が作成されたものとして個人情報ファイル簿を公表した行政機関等匿名加工情報に対して当該行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案を受けた場合の手続は、第6から第10までに準ずるほか、次の点に留意しなければならない。
 - ア 本人の数及び加工の方法を特定するに足りる事項の提案書への記載及び当該事項に対する審査は要しないこと。
 - イ 提案者となる欠格事由に関しては、新規に作成される行政機関等匿名加工情報の提案における要件と同様であること。
 - ウ 手数料の額は、募集に対する提案をした者に係る手数料と同一の額であること。
 - (2) (1)の提案は、作成された行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業に関する提案書(規則別記様式第12)によるものとし、契約書は、主管課長が作成するものとする。
- 2 既に提供を受けた行政機関等匿名加工情報に関する事業変更
 - (1) 既に行政機関等匿名加工情報の提供を受けた者から利用目的の変更や利用期間の延長等、又は提供を受けた行政機関等匿名加工情報をその用に供して行う事業の変更に関する提案を受けた場合の手続等は、第6から第10までに準ずるほか、次に掲げる点に留意しなければならない。
 - ア 本人の数及び加工の方法を特定するに足りる事項の提案書への記載及び当該事項に対する審査は要しないこと。
 - イ 提案者の欠格事由に関しては、新規に作成される行政機関等匿名加工情報の提案における要件と同様であること。
 - ウ 手数料の額は、12,600円であること。
 - (2) (1)の提案に関する契約書は、作成した行政機関等匿名加工情報に応じ、提案内容を踏まえて作成するものとする。
- 3 1及び2の場合において、審査基準に適合する場合は、審査結果通知書(規則別記様式第13)により、審査基準に適合しない場合は審査結果通知書(規則別記様式第14)により通知するものとする。

第12 契約終了後の措置

- 1 警務課長は、提案に係る契約が終了したときは、契約者から行政機関等匿名加工情報を返却させなければならない。

- 2 警務課長は、1の措置とあわせて、契約者に対し契約者が保有又は管理する記録媒体に保存した当該行政機関等匿名加工情報を削除させ、かつ、削除した情報を読み取ることができないよう処理させなければならない。ただし、法令上の規定により保存が義務づけられている場合はこの限りでない。
- 3 警務課長は、必要に応じ、契約者に当該行政機関等匿名加工情報が2の措置によって削除され、かつ、削除した情報を読み取ることができないように処理されたことを証する書面を提出させるものとする。

第13 その他

警務課長は、この要領の手続によることが困難な場合には、別の取扱いをすることができる。